

博士学位論文審査要旨

2022年6月29日

論文題目： 長期化する紛争下の人道的対応の課題—シリア紛争を事例に—

学位申請者： 武藤 亜子

審査委員：

- 主査： グローバル・スタディーズ研究科 教授 中西 久枝
- 副査： グローバル・スタディーズ研究科 教授 内藤 正典
- 副査： グローバル・スタディーズ研究科 教授 峯 陽一
- 副査： グローバル・スタディーズ研究科 教授 小山田 英治

要 旨：

本論文は、長期化する紛争下において、国際社会はいかなる人道的対応を当該国家に対して実施しうるのかを論じたものである。紛争が長期化し、特に内戦になった場合には、国家の主権を行使する政府が紛争当事者になり、市民と戦う事態に陥る。本論文では、人道的対応とは、救命措置を中心とした人道支援、個人の生活の再建や公共サービスの維持・回復のための人道支援、統治の改善などの平和構築の一端を構成するような人道支援などを総合した概念であると定義されている。長期化する紛争の事例としてシリア紛争を取り上げ、紛争が開始された2011年から2015年までの期間に限定し、国連組織や欧米を中心とした援助機関が実施したシリアへの人道的対応の現状と課題を分析している。本論文は、全6章より構成されている。以下、その概要を述べる。

第一章では、長期にわたる紛争下では、停戦にこぎつけないため、継続的な人道支援が必然的なものとなる一方、援助の受け入れは国家の主権に関わる。しかしながら、紛争当事国の政府が武力紛争の当事者となっている紛争下では、政府軍と敵対する勢力に対する人道支援を政府が受け入れない事態が発生する。この章では、こうした背景、問題の所在、先行研究上の本論文の位置づけ、理論的枠組みなどが説明されている。論文の目的は、長期化する紛争下の社会に対し、国連組織と欧米を中心とした援助機関の2つの対応の仕方を比較検討することで、人道主義の規範がどのように実践されていたかをシリアを事例として考察することであると設定されている。第二章では、人道支援の基盤となっている人道主義の規範と思想的潮流が概観されており、理論的枠組みとして、赤十字国際委員会が提唱した、苦境にある命を救うことに主眼を置く「古典的な人道主義」と、1990年代以降徐々に国際的なコンセンサスを得つつある、苦境の根本原因を取り除くことを目指す「新しい人道主義」という2つの潮流が挙げられている。第三章では本論の前提として、まず紛争の推移と人道状況の悪化が詳述されており、紛争前のシリアがいわゆる脆弱国家ではなかったものの、2011年のアラブの春前から貧困率の上昇が顕在化したこと、内戦化していった2012年以降、多数の武装集団や過激派組織が勢力を拡大し、シリア紛争はさらに複雑化したこと、アサド政権側が反政府勢力に対し、政府軍による武力行使で対応した状況下、国連の特使による調停が目指した「民主的で多元的な政治体制への移行」は、紛争開始から2015年までの間は実現しなかったこと、などが記述されている。特に2012年から2013年にかけての激戦下を経てシリアでの人道状況は急速に悪化したという。こうした背景から、本論文では2011年から2015年までの人道状況の悪化の時期に限定して分析するとしている。第四章では、人道状況が悪化する状況下、国連機関がいかなる人道的対応を実践したのかが論じられている。

人道支援を主権への介入であると捉えたアサド政権がなかなか支援を受け入れなかった状況下、国連機関が構築した人道支援の実施体制は、シリアの主権を尊重する立場を基本的にとっていたことが明らかにされている。国連機関は、一定程度機能しているシリアの行政機構を活用しつつ、アサド政権とは協働する体制をとった側面があるという。他方、人道支援に留まらない、生活再建やインフラの復旧といった、開発支援的な内容を含む人道的な支援は、一部の国連機関や国際 NGO に委ねられ、国連による人道的対応は、あくまで政権の支配地域に限定されていたと分析されている。他方、アサド政権の支配地域でない、シリアと国境を接する隣国から支援しうる地域への対応については、2014年7月に採択された国連安保理決議 2165 のなかで、人道支援物資が国境を通過することを事前にアサド政権に通知することを期すことで、反政府勢力支配地域にも支援が限定的に実施されていた点も示唆されている。第五章では、欧米諸国を中心としたドナーによる人道的対応について分析されている。欧米諸国を中心としたドナーや国際 NGO は、コミュニティ単位の統治を行う地方評議会や市民社会組織と協力して、アサド政権の合意がない状況下で、人道支援の実施体制を構築しようと試みたという。反政府勢力支配地域に対する、越境型の人道支援がトルコを中心に実施されたこと、食糧支援という古典的な人道主義の枠組みを超えて、コミュニティの機能を維持、回復するための支援や和平プロセスの一環としての「政治的移行」に貢献するための支援として、基礎サービスやインフラの復旧事業などが実施されたことなどが挙げられている。また、司法、行政、民主主義といったテーマでの研修を通じて、「統治の改善」に資する支援が実践された事例も紹介されている。これらの人道的対応は、古典的な救命措置を軸とする人道主義の立場を超えた、多様で新しい人道主義の立場への移行であったと主張されている。それは現場のニーズとアサド政権の続行が現実化した状況下での人道的対応であったのではないかという議論である。終章は、総括と結論である。国連機関による人道的対応は、主権の同意の下での古典的な人道主義の実践であった一方、欧米のドナーを中心としたものは、必ずしも主権の同意を得ない新しい人道主義の実践であった。この違いは、長期化した紛争下での現場のニーズと被益国の主権の尊重という相対立する状況下から生まれたものであると結論されている。

従来の研究動向では、紛争が短期の場合には主権の意向とは関係なく、人道支援が実施され、長期化した場合には、主権をむしろ尊重した形で人道支援がおりやすいと捉えられている。本論文では、国連の人道的対応が主権の尊重型を堅持し、OECD を中心としたドナー側が国家主権の合意がない場合でも介入的な人道的対応があったことを明らかにしている。本論文のオリジナリティはそうした点に表れている。また、人道的対応の実践について、古典的な人道主義と新しい人道主義という2つの基準から支援のありかたを論じている点が、平和構築の枠組みでは収まらない内戦下の社会に対する支援論として新たな視点を提供している。

審査では、紛争当事者として人道的悪化を招いたのは政権側である状況下、国際社会が実施した支援について、国家の主権との関わりを論じることは、紛争の政治性を無視した議論にならないか、本論文は、「援助の政治化」という研究視点をもう少し盛り込むべきではなかったか、欧米のドナーは介入的であったとはいうものの、その介入レベルをもう少し吟味すべきではなかったか、「統治の改善」のための支援という枠組みは欧米のドナーにとってはレトリックに過ぎない面があり、草の根レベルのコミュニティの強化という支援が、果たして統治の主体である政府へのガバナンスへの介入になったと結論してよいのか、などの指摘やコメントがあった。ただし、こうした問題点は、論文自体の質を問うまでのものではなく、今後の課題となろう。本論文は、シリア紛争を通じて人道支援や平和構築について学術的に論考し、国内情勢の変化に伴う開発援助論の再考とその理論展開に対する独創性も確認でき、博士論文として一定の基準を満たしていると判断する。

よって、本論文は、博士（グローバル社会研究）（同志社大学）の学位を授与するにふさわしいものであると認められる。

総合試験結果の要旨

2022年6月29日

論文題目： 長期化する紛争下の人道的対応の課題—シリア紛争を事例に—

学位申請者： 武藤 亜子

審査委員：

主査： グローバル・スタディーズ研究科 教授 中西 久枝

副査： グローバル・スタディーズ研究科 教授 内藤 正典

副査： グローバル・スタディーズ研究科 教授 峯 陽一

副査： グローバル・スタディーズ研究科 教授 小山田 英治

要 旨：

武藤亜子氏の学位申請論文にかかわる総合試験を、2022年6月29日（水）の16時40分から18時10分まで、志高館116教室にて実施した。武藤氏の専門分野である国際開発学、とりわけ国際協力論と平和構築にかかわる専門知識について、審査委員が試験を実施し、十分な知識があることが確認された。質疑応答では、国民国家の主権、人道支援、復興支援、開発支援など開発援助にかかわる知識について確認した。論文は日本語で書かれているが、依拠した資料の大半が英文の一次資料であり、その解読が適切であることから、語学（英語）能力が十分である点についても確認された。よって、総合試験の結果は合格であると認める。

博士學位論文要旨

論文題目： 長期化する紛争下の人的対応の課題—シリア紛争を事例に—

氏名： 武藤 亜子

要旨：

本論文は、政権が当事者となり、長期化した一国内の紛争（以後、「紛争」と呼ぶ）に際し、主に国際連合（以後、「国連」と呼ぶ）や欧米諸国のドナーが、いかなる人的対応を実施しえたのか、シリア紛争を事例に論じたものである。一般に、人道支援は紛争当事国の合意なしには実施できないのが原則となっている。他方、長期にわたる紛争では人道支援のニーズは高まる一方であり、支援する国際社会が紛争当事者である国家の主権をどう尊重すべきかは大きな課題である。本論文は「人的対応」を必ずしも人道支援の枠に留まらない、三種類の支援から成ると定義した。一つは命を救う人道支援であり、次に個人の生活の再建や公共サービスの維持、回復のために人道支援と開発支援を繋ぐ支援として筆者が定義した「開発的人道支援」であり、さらに紛争が終結する前後より開始する平和構築支援のうち、統治の改善（民主的な統治、選挙改革や報道の自由、憲法や法・司法の改革、人権侵害の状況監視や人権教育、和解手法の促進）にかかる支援である。長期化した紛争に際しては、このように、人道支援、開発的人道支援、開発支援、紛争後の平和構築に至る、幅広い支援が提供されている。

本論文では、苦境にある人を助けるという含意を有し、概念としても援用されている人道主義の潮流を分析枠組みとしている。第一章で問題提起と理論的枠組みについて、第二章でその精緻化を行った。学術界及び実務界の両領域において、ほぼコンセンサスがあるのは、「他人を助ける」という人道主義の含意と、人道主義は一種類ではないという認識である。多様な人道主義の認識の中には、苦境にある命を救うことに主眼を置く古典的な人道主義と、苦境の根本原因を取り除くことを目指す人道主義という二つの潮流がある。後者の人道主義の呼称や含意にコンセンサスがあるわけではないが、本論文では多くの論者が使用する「新しい人道主義」の呼称を用い、また、その含意のうち「必ずしも主権の同意を得ない人的対応」という特質を、本論文の概念、分析枠組みとして使用した。古典的な人道主義の実践が「主権の同意の下での人道支援」を含意するため、政権が当事者となる紛争中の人的対応の実態の解明には、主権との関わりを基軸とすると、対立する二つの人道主義の含意が有用と考えられたからである。

以上の問題認識と分析枠組みの設定に基づき、本論文では、欧米諸国とアサド政権の対立が続くシリア紛争中の人的対応を考察の対象とした。第三章では本論の前提として、紛争の推移と人道状況の悪化を詳述した。紛争前のアサド政権は主権を行使して一定の安定性を保ち、公共サービスを提供していた。しかし、貧困層の増加やいわゆる「アラブの春」の影響等が引き金となり、2011年3月の騒乱を発端とした戦闘は全土に拡大し、アサド政権は主に北部地域から撤退していった。しかし、反体制勢力は団結せず、むしろ多数の武装集団や過激派組織が勢力拡大のために相争うようになったため、シリア紛争はさらに複雑化した。この状況は、紛争に勝利するという明確な目標を有したアサド政権に有利に働き、2016年に国連の主導で開始した「和平プロセス」に至るまでには、政権が戦局において優位に立っていた。国連の特使による調停が目指した「民主的で多元的な政治体制への移行」は、紛争開始から2015年までの間実現しなかった。その一方で、2012年から2013年にかけての激戦下、シリアの人道状況は急速に悪化した。何百万人という国内避難民が発生し、その数は近隣国に逃れた難民の2.5倍以上に上った。本論文は、国連機関や欧米諸国を中心としたドナーによる主権との関わりを論じるため、近隣国ではなくシ

リア国内における人道的対応を主に分析の対象とし、また紛争の発端から紛争の局面が大きく変化する 2015 年末までの時期に焦点を合わせた。

第四章では、人道状況が悪化する状況下、国連機関がいかなる人道的対応を実践したのかを論じた。人道支援は一般的には受け入れ国の合意が前提となるが、アサド政権は、欧米諸国と対立関係にあることが影響し、人道支援を主権への介入であると捉え、支援の受け入れに慎重であった。こうした状況下で国連機関が構築した人道支援の実施体制は、シリアの主権を尊重するものであった。アサド政権と協働しなければ人道支援そのものが実施できなくなる恐れがあっただけではなく、全土に離散した何百万人も国内避難民に人道支援を提供するには、一定程度機能するアサド政権の行政機構の活用が有用であったことが主な理由であった。

しかし、紛争の長期化と著しい人道状況の悪化は、二つの課題をもたらした。一つは、人道支援に留まらない、生活再建やインフラの復旧といったニーズである。これらは、筆者が定義した「人道的対応」の中の「開発的人道支援」に当たり、実際に一部の国連機関や国際 NGO が対応した。しかし、実際には政権の支配地域での人道的対応は、いわゆる人道支援に著しく偏っていた。

もう一つの課題は、反体制勢力が実効支配する地域に対し、いかに人道支援を実施するかであった。その方法の一つはシリアと国境を接する隣国から国境を越える方法である。アサド政権は当初、それを主権への介入であるとして拒否していた。このため、国連機関は、形のうえであっても主権の同意を取り付ける方策を検討した。2014 年 7 月に採択された安保理決議 2165 には、国連機関とその実施協力機関により、人道支援物資が国境を通過することを事前にアサド政権に「通知」し、返答がないことをもって「合意した」と見なすメカニズムが工夫されていた。以上の分析から、国連機関が実践した人道的対応とは、主権を尊重してアサド政権と協働する人道支援にあったと小括できる。

第五章では、欧米諸国を中心としたドナーによる人道的対応について論究した。反体制勢力が実効支配する地域では激しい戦闘が続いたため、事実上人道支援の受け入れ体制は成立しなかった。コミュニティ単位の統治を行う地方評議会や、任意の市民社会組織が何百と立ち上がっていた。これに対し、欧米諸国を中心としたドナーや国際 NGO は、これらの組織と協力して、アサド政権から独立した人道支援の実施体制を構築しようとした。シリアと国境を接する 4 か国（トルコ、ヨルダン、レバノン、イラク）も、国により違いはあったが、反体制勢力が実効支配する地域に対する、越境型の人道支援の実施に理解を示していた。このような状況下、2013 年より国際 NGO や欧米諸国を中心としたドナーによる越境型の人道支援は、本格的に稼働し始めた。なお、人道支援の実施体制を最も可視化したのはトルコである。

欧米諸国を中心としたドナーによる具体的な支援として、一つは国際 NGO と連携した人道支援のニーズ調査や人道支援がある。本章ではニーズが高かった食料支援について三つの事例を分析し、コミュニティの機能が存する場合には、食料を直接供給するだけでなく、コミュニティの機能を維持、回復する仕組みの導入が試みられた。このことは、本論文が定義した「人道的対応」の含意に照らすと、開発的人道支援を含んだ支援が実施され、成果を挙げていたことを示唆する。

もう一つは、和平プロセスが目指す「政治的移行」に貢献するための支援である。例えば、基礎サービスやインフラの回復を通じ、コミュニティの統治の改善を狙った支援があった。また、司法、行政、民主主義といった主題での研修を通じて、「統治の改善」に直接貢献することを目指した支援もあった。これらの支援は、本論文が「人道的対応」と定義した支援のうち「統治の改善」に相当するといえる。しかし、実際に成果を挙げたのはコミュニティの機能を維持、回復する支援であった。これらの成果は本論文での「人道的対応」の定義に照らすと、「統治の改善」というより「個人の生活再建や公共サービスの維持、回復などを目指す開発的人道支援」であると言える。本論文が考察の対象とした期間中、政治的移行は実現しなかった。このため、当初は統治の改善を目指していた人道的対応は、時間の経過とともに、コミュニティの機能を維持し、基礎サービスを提供する「開発的人道支援」へとその目的を変化させていったのであった。

以上の分析により、欧米諸国を中心としたドナーの人道的対応とは、主権の同意を得ない、新しい

人道主義の実践であった。統治の改善のための支援は実施されたが、その目的は開発的人道支援に変質していった。また、人道支援においても開発的人道支援を組み合わせることの効果が推奨された。つまり、欧米諸国を中心としたドナーによる人道的対応の特徴は、結果としての開発的人道支援にあった。

終章では、これまでの議論を踏まえて総括を行った。すなわち、国連機関と欧米諸国を中心としたドナーが実践した人道的対応は、主権との関わりにおいて異なっていた。前者は主権の同意の下での古典的な人道主義の実践であり、後者は主権の同意を得ない新しい人道主義の実践であった。この違いが実施体制に影響した。本章では最後に、本論文が主題とした「人道的対応」の射程と、分析枠組みとした「二つの人道主義」の関係について考察した。本論文が考察の対象とした「人道的対応」は、長期化した紛争が前提にある。主権との関わりにおいて対立する二つの人道主義の概念を分析枠組みとしたことで、本論文は人道支援に留まらない、多様な人道的対応の実態を明らかにした。他方で、2016年以降、シリア紛争は事実上の収束に向かいつつある。このため今後は、理論上は平和構築の実施が可能となるため、「二つの人道主義」と平和構築概念の架橋がどうありうるのか論じる必要があるが、これは今後の研究課題となる。